

兵庫県立病院コンプライアンス指針（概要版）



I コンプライアンス向上に努めていく意義・目的

1. 意義

安全・安心な医療サービスの提供及び健全な病院運営を着実に遂行するには、

- ・組織運営における公正な判断と運営を監視・統制する仕組みである「ガバナンス」
- ・組織の目標を達成するために必要な規則や仕組みを整備し適切に運用する「内部統制」
- ・法令や組織の規程のほか社会規範等を遵守する「コンプライアンス」

が重要である。

特に、「コンプライアンス」の推進については、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を徹底し、高い倫理観を持つことが不可欠である。

2. 目指す姿(目標)

職員一人ひとりの取組を進めるために本指針を定め、コンプライアンス向上に組織的に取り組むこととする。

また、これにより、県立病院が提供する医療の質の向上を実現し、下記の姿を目指す。

《目指す姿(目標)》

- ・県民から信頼される病院であること
- ・患者や家族から求められる病院であること
- ・職員が誇れる病院であること

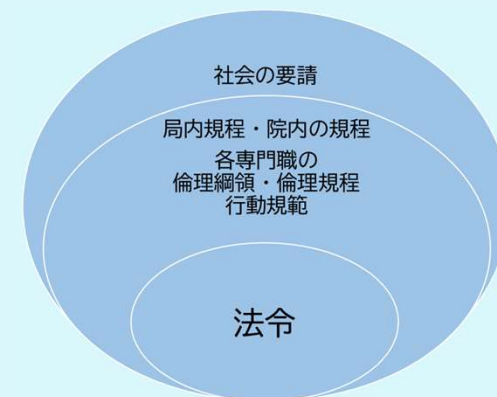
3. 本指針の構成

2に掲げる目標を達成するため、職員一人ひとりが日常業務を遂行する過程で行うべき判断及び行動のあり方について、全般的な共通事項として「職員の行動規範」を定める。

また、職員一人ひとりが行動規範を認識し実践しやすい環境づくりのため、本指針や関係規程等の周知や各所属におけるコンプライアンス向上の取組を進めるための「推進体制」を定める。

4. コンプライアンスの範囲

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と和訳されるが、公務員としてその職務について法令等を遵守することは当然のことであり、法令だけにとどまらず、局内規程や院内の規定の他、各専門職の倫理綱領・倫理規程・行動規範等、さらには、社会規範及びマナーも率先して遵守していくことが求められる。



Ⅱ 職員の行動規範

1 法令等遵守と公平・公正な職務遂行



【考え方】

- 法令等、各病院の基本理念・基本方針、各専門職の倫理規定・綱領等を十分に理解し、正しい運用・手続きにより職務を遂行しなければならない。

【心構え・ 具体的な 行動目標】

- 兵庫県職員としての自覚を持って職務を遂行する
- 誰のために、何のために、今のやり方は妥当か問題意識を常に持つ
- ミスや不祥事の未然防止のため業務の標準化と効率化を図る
- 自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるために研鑽する
- 責任感を持って、平等に医療を提供する

2 説明責任



【考え方】

- 県民・患者・家族等の納得を得るに足る説明責任があることを常に意識しなければならない。

【心構え・ 具体的な 行動目標】

- 説明責任を果たすため、業務内容を熟知する
- 患者・家族等が意思決定する権利を持つことを理解するとともに、人格を尊重し、同意を得た上で医療を提供する

3 個人情報保護と情報セキュリティ対策



【考え方】

- 個人情報保護制度についての基本的な知識を身につけ、個人情報・診療情報を適正に管理、利用及び保存し、業務の円滑な運用と患者のプライバシーを保護しなければならない。

【心構え・ 具体的な 行動目標】

- 患者等の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う
- 職務上で知り得た個人情報等を他人に知らせないことや、目的外で使用しないことを常に念頭に置く
- 「情報セキュリティ対策指針」を遵守し、情報システムを適正に利用する

4 適正な経理事務、資産の適正な管理・保全



【考え方】

- 費用に見合う収益を確保できているかというコスト意識と、県民から大切な税金を預かって業務を執行しているという公金意識を持ち、適正な経理処理を行わなければならない。
- 資産は適切な使用に努め、適正に管理・保全しなければならない。

【心構え・具体的な行動目標】

- ・ 故意による不正な経理処理はもとより、知識や確認の不足等による事務処理の誤りによっても、金銭的な損失が生じること十分に意識し、ミスの低減を図ること
- ・ 医薬品・医療機器・器具・補助用品等の管理を徹底し、使用時の安全確認と衛生確認を厳密に行う

5 県民への誠実な対応



【考え方】

- 自分の行動が病院事業全体の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、県民・患者・家族等の信頼を損なってはならない。

【心構え・具体的な行動目標】

- ・ 一部に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に努める
- ・ 県民・患者・家族等からの意見・相談・苦情等については、ニーズを把握することや、トラブルを未然に防ぐ貴重な機会と捉え、誠実に対応する
- ・ 県民・患者・家族等からの要求等が、明らかに適正でないと考えられる場合には、十分に説明を行うとともに、誠実かつ毅然とした態度で対応する(いわゆるペイシェント・ハラスメント等の場合、複数名で対応する)
- ・ 公務員としての品位を傷つけないよう身だしなみに留意する

6 相互尊重・チームワーク



【考え方】

- 個人の基本的な人権や個性を常に尊重しなければならない。
- チーム医療推進のため、相互尊重をベースに、専門的見地から求められる役割を果たさなければならない。

【心構え・具体的な行動目標】

- ・ 県民・患者・家族及びともに働く全ての人の人格・個性を互いに尊重しやすい環境を確保するように努める
- ・ パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントはもちろんのこと、いかなるハラスメントも行ってはならない
- ・ 職種や役職(上司・部下)を問わず、双方向で意見交換や議論を活発に行う

Ⅲ コンプライアンス推進体制

1 コンプライアンス推進体制

各病院長と病院局で構成する県立病院運営会議を県立病院コンプライアンス推進本部として位置づけ、コンプライアンス全般に係る問題について協議し、県立病院全体のコンプライアンス意識の向上に取り組む。

2 コンプライアンス向上のための取組

★指針等の周知

各種会議やシステムを活用し、指針等を周知する。

- ・各病院電子カルテシステム
- ・SharePoint掲示板（病院総務課掲示板）



★研修

院内研修、職種別研修及び知事部局主催研修などを活用しコンプライアンス意識を高める。



★相談・通報受付窓口

種 類		窓 口
問 合 せ	サービス全般	各病院総務課・給与管理課
	経理全般	各病院経理課
相 談	ハラスメント	各病院総務課
	職場の悩み ・生活の悩み	職場相談・健康相談窓口
通 報	公益通報受付	



★適正な経理事務の推進

下記の取組を通じ、経理事務誤りの防止に努める。

- ・監査指摘事項の共有
- ・各所属毎に毎年度内部管理重点項目の作成



★労務管理の適正化

長時間労働の是正等は下記の取組などにて進める。

- ・医師の働き方改革プロジェクトチームの報告を踏まえた取組
- ・病院局安全衛生協議会及び各病院の衛生委員会

★表彰

「職全体の信用を高める行為があった職員」等、コンプライアンス意識向上の取組を進めた個人と所属を積極的に表彰する。



3 違反者に対する措置

「兵庫県病院局懲戒処分指針」に基づき、該当事案が生じた場合は、適切に対処する。

懲戒処分区分			
免 職	停 職	減 給	戒 告

※これらの懲戒処分のほかに、将来を戒める事実上の措置として、考査規程に基づく、「訓告・嚴重注意・所属長注意」等がある。

